

# 磐田市水防計画書 新旧対照表

令和7年3月

磐田市防災会議

磐田市水防計画書 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行 (水防計画書)	修 正 案 (水防計画書)	修正要旨																																														
本編	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>1 指定水防管理団体の責任</p> <p>(略)</p> <p>(16) 水防時における適正な水防活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>サ <b>水防てん末報告書の提出</b></p> <p>第6章 洪水予報</p> <p>第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置</p> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天竜川</td> <td>鹿島</td> <td>浜松市天竜区二俣町鹿島</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中ノ町</td> <td>浜松市<b>東区</b>中野町</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7章 水防警報</p> <p>第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置</p> <p>(略)</p> <p>1 水防警報を行う河川名及びその区域</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">左岸 磐田市竜洋中島 1121 番地 1 地先から海まで</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	地先名	(略)	天竜川	鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島	(略)	中ノ町	浜松市 <b>東区</b> 中野町	(略)	河川名	区 域		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		左岸 磐田市竜洋中島 1121 番地 1 地先から海まで		(略)	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>1 指定水防管理団体の責任</p> <p>(略)</p> <p>(16) 水防時における適正な水防活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>サ <b>水防活動実施報告書の提出</b></p> <p>第6章 洪水予報</p> <p>第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置</p> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天竜川</td> <td>鹿島</td> <td>浜松市天竜区二俣町鹿島</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中ノ町</td> <td>浜松市<b>中央区</b>中野町</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7章 水防警報</p> <p>第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置</p> <p>(略)</p> <p>1 水防警報を行う河川名及びその区域</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">左岸 磐田市竜洋中島 1121 番地 1 地先から海まで</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	地先名	(略)	天竜川	鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島	(略)	中ノ町	浜松市 <b>中央区</b> 中野町	(略)	河川名	区 域		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		左岸 磐田市竜洋中島 1121 番地 1 地先から海まで		(略)	<p>静岡県水防計画書の変更に伴う修正</p> <p>浜松市の行政区再編に伴う修正</p>
河川名	観測所名	地先名	(略)																																														
天竜川	鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島	(略)																																														
	中ノ町	浜松市 <b>東区</b> 中野町	(略)																																														
河川名	区 域		(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
	左岸 磐田市竜洋中島 1121 番地 1 地先から海まで		(略)																																														
河川名	観測所名	地先名	(略)																																														
天竜川	鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島	(略)																																														
	中ノ町	浜松市 <b>中央区</b> 中野町	(略)																																														
河川名	区 域		(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
	左岸 磐田市竜洋中島 1121 番地 1 地先から海まで		(略)																																														
4																																																	
17																																																	

磐田市水防計画書 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（水防計画書）				修 正 案（水防計画書）				修正要旨																												
20	天竜川（津波）	幹川	右岸 浜松市南区鶴見町1270番地先から海まで		天竜川（津波）	幹川	右岸 浜松市中央区鶴見町1270番地先から海まで		浜松市の行政区再編に伴う修正																												
20	<p>2 水防警報の対象水位観測所及び水位 水防警報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天竜川 (下流)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中ノ町</td> <td>浜松市東区 中野町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				河川名	観測所名	所在地	(略)	天竜川 (下流)	(略)	(略)	(略)	中ノ町	浜松市東区 中野町	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2 水防警報の対象水位観測所及び水位 水防警報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天竜川 (下流)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中ノ町</td> <td>浜松市中央区 中野町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				河川名	観測所名	所在地	(略)	天竜川 (下流)	(略)	(略)	(略)	中ノ町	浜松市中央区 中野町	(略)	(略)	(略)	(略)	浜松市の行政区再編に伴う修正
河川名	観測所名	所在地	(略)																																		
天竜川 (下流)	(略)	(略)	(略)																																		
	中ノ町	浜松市東区 中野町	(略)																																		
	(略)	(略)	(略)																																		
河川名	観測所名	所在地	(略)																																		
天竜川 (下流)	(略)	(略)	(略)																																		
	中ノ町	浜松市中央区 中野町	(略)																																		
	(略)	(略)	(略)																																		
25	<p>第8章 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>第1節 静岡県知事が行う水位主知河川における水位到達情報 (略)</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供 (略)</p> <p>(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知 資料 801-1&lt;県管理河川水位到達情報発表用紙&gt;により、氾濫危険水位（洪水特別警戒区域）に達した旨の水位到達情報が通知される。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供される。</p>				<p>第8章 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>第1節 静岡県知事が行う水位主知河川における水位到達情報 (略)</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供 (略)</p> <p>(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知 資料 801-1-1、資料 808-1-2&lt;県管理河川水位到達情報発表用紙&gt;により、氾濫危険水位（洪水特別警戒区域）に達した旨の水位到達情報、<b>氾濫発生情報</b>が通知される。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供される。</p>				静岡県水防計画書の変更に伴う修正																												
27	<p>第9章 水防活動</p> <p>(略)</p> <p>第3節 監視及び警戒とその措置</p> <p>1 監視 (略)</p> <p>水防管理者が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて</p>				<p>第9章 水防活動</p> <p>(略)</p> <p>第3節 監視及び警戒とその措置</p> <p>1 監視 (略)</p> <p>水防管理者が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所、<b>応急復旧箇所</b>又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、</p>				静岡県水防計画書の変																												

磐田市水防計画書 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（水防計画書）	修 正 案（水防計画書）	修正要旨
27	<p>河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。</p> <p>2 警戒 水防管理者、消防長又は消防団長は、県から非常配備体制が発令されたとき又は気象等の悪化が予想されるときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視にあたらせるものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、袋井水防区長（袋井土木事務所長）及び河川等の管理者に報告するものとする。</p> <p>追記</p> <p>（略）</p> <p>第10章 避 難</p> <p>第1節 避難の指示</p>	<p>必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。</p> <p>2 警戒 水防管理者、消防長又は消防団長は、県から非常配備体制が発令されたとき又は気象等の悪化が予想されるときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視にあたらせるものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、袋井水防区長（袋井土木事務所長）及び河川等の管理者に報告するものとする。</p> <p>巡視・警戒中に、堤防、ダムその他の施設の決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、ただちに第11章「決壊等の通報及び決壊後の処置」に基づく通報をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第10章 避 難</p> <p>第1節 避難の指示</p>	<p>更に伴う修正</p> <p>静岡県水防計画書の変更に伴う修正</p>
30	<p>洪水、津波等により著しい危険が切迫しているとき、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</p> <p>高齢者等避難、避難指示を発令する際の判断基準、伝達方法、避難場所等は、資料1001-1＜避難情報等の判断・伝達マニュアル＞のとおりとする。</p> <p>第11章 決壊等の通報及び決壊後の処置</p> <p>第1節 決壊等（被害情報）の通報</p>	<p>洪水、津波等により著しい危険が切迫しているとき、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、<b>滞在者その他の者</b>に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</p> <p>高齢者等避難、避難指示を発令する際の判断基準、伝達方法、避難場所等は、資料1001-1＜避難情報等の判断・伝達マニュアル＞のとおりとする。</p> <p>第11章 決壊等の通報及び決壊後の処置</p> <p>第1節 決壊等（被害情報）の通報</p>	<p>静岡県水防計画書の変更に伴う修正</p>

磐田市水防計画書 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行 (水防計画書)	修 正 案 (水防計画書)	修正要旨
31	<p>1 決壊等の通報</p> <p>堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（市長）、消防長、消防団長又は水防協力団体の代表者は、速やかに一般住民、袋井水防区長（袋井土木事務所長）、磐田警察署及び隣接水防管理者に通報するものとする。</p> <p>なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。</p>	<p>1 決壊等の通報</p> <p>堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（市長）、水防団長、消防長は、すみやかに付近の住民、袋井水防区長（袋井土木事務所長）、磐田警察署及び隣接水防管理者に通報するものとする。水防区長への通報の際は、現地確認情報（画像・映像等）と共に行うものとする。</p> <p>なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。</p>	静岡県水防計画書の変更に伴う修正
31	<p>2 隣接水防管理者からの通報に対する処置</p> <p>水防管理者（市長）は、前記1の通報を受けたときは、氾濫及びそのおそれのある隣接水防管理者に対して、その旨を通報するものとする。</p>	<p>2 隣接水防管理者からの通報に対する処置</p> <p>1の通報を受けた水防管理者（市長）は、さらに、氾濫及びそのおそれのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。</p>	静岡県水防計画書の変更に伴う修正
	第12章 協力応援	第12章 協力応援	
	第1節 河川管理者の協力	第1節 河川管理者の協力	
	1 国土交通省中部地方整備局の協力	1 国土交通省中部地方整備局の協力	
	(略)	(略)	
	(1) 天竜川下流の河川に関する情報の提供	(1) 天竜川下流の河川に関する情報の提供	
	(略)	(略)	
	ア 水位情報の提供方法	ア 水位情報の提供方法	
	(略)	(略)	
	(イ) 電話応答装置（嘉島水位観測所水位のみ）	(イ) 削除	静岡県水防計画書の変更に伴う修正
32	第13章 水防てん未報告	第13章 水防報告書	
35	<p>水防管理者は、洪水、高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終了したときには、次の事項を取りまとめ、資料1301-1＜水防管理団体水防活動実施報告書＞により、水防活動実施後10日以内に袋井水防区（袋井土木事務所）を経由し、</p>	<p>水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終了したときには、水防団・消防団等からの報告（目安は3日）を基に次の記録を作成、保管し、資料1301-1＜水防管理団体水防活動実施報告書＞により、水防活動実施後7日以</p>	静岡県水防計画書の変更に伴う修正

磐田市水防計画書 新旧対照表（令和6年度）

頁	現 行（水防計画書）	修 正 案（水防計画書）	修正要旨																																																						
40	<p>県水防本部長に報告するものとする。</p> <p>1 水防てん末報告事項 (略)</p> <p>2 水防活動実施報告作成上の注意事項 (1) 水防を行った箇所ごとに作成すること。 (2) 箇所ごとの報告書に集計表を添付し、3部提出すること。 (3) 集計表は、資料1301-1 &lt;水防管理団体水防活動実施報告書&gt;の様式を利用し、水防実施箇所欄には、箇所数のみを記入すること。 (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。</p> <p>第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第2節 津波対応</p> <p>1 津波災害警戒区域の指定 (略)</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月16日現在)</p> <table border="1" data-bbox="143 1027 999 1398"> <thead> <tr> <th>水防区名</th> <th>津波災害警戒区域指定市町</th> <th>津波災害特別警戒区域指定市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下田</td> <td>下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱海</td> <td>熱海市・伊東市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>沼津</td> <td>沼津市・伊豆市</td> <td>伊豆市</td> </tr> <tr> <td>富士</td> <td>富士市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>静岡</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>島田</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>袋井</td> <td>追加・御前崎市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浜松</td> <td>湖西市</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町	下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	—	熱海	熱海市・伊東市	—	沼津	沼津市・伊豆市	伊豆市	富士	富士市	—	静岡	—	—	島田	—	—	袋井	追加・御前崎市	—	浜松	湖西市	—	<p>内に水防区長に報告しなければならない。</p> <p>1 水防活動報告事項 (略)</p> <p>削除</p> <p>第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第2節 津波対応</p> <p>1 津波災害警戒区域の指定 (略)</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1030 1027 1886 1398"> <thead> <tr> <th>水防区名</th> <th>津波災害警戒区域指定市町</th> <th>津波災害特別警戒区域指定市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下田</td> <td>下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱海</td> <td>熱海市・伊東市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>沼津</td> <td>沼津市・伊豆市</td> <td>伊豆市</td> </tr> <tr> <td>富士</td> <td>富士市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>静岡</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>島田</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>袋井</td> <td>掛川市・御前崎市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浜松</td> <td>湖西市</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町	下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	—	熱海	熱海市・伊東市	—	沼津	沼津市・伊豆市	伊豆市	富士	富士市	—	静岡	—	—	島田	—	—	袋井	掛川市・御前崎市	—	浜松	湖西市	—	<p>静岡県水防計画書の変更に伴う修正</p> <p>津波災害警戒区域の新規指定に伴う修正</p>
水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町																																																							
下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	—																																																							
熱海	熱海市・伊東市	—																																																							
沼津	沼津市・伊豆市	伊豆市																																																							
富士	富士市	—																																																							
静岡	—	—																																																							
島田	—	—																																																							
袋井	追加・御前崎市	—																																																							
浜松	湖西市	—																																																							
水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町																																																							
下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	—																																																							
熱海	熱海市・伊東市	—																																																							
沼津	沼津市・伊豆市	伊豆市																																																							
富士	富士市	—																																																							
静岡	—	—																																																							
島田	—	—																																																							
袋井	掛川市・御前崎市	—																																																							
浜松	湖西市	—																																																							